アイペットホールディングス株式会社 代表取締役CEO 山村 鉄平

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染症に関する状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、 適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議 決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げ ます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2021年6 月24日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

11日時	2021年6月25日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)					
2 場 所	東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル9階 <u>当社本社会議室</u> (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)					
3 目的事項	報告事項 1. 第1期 (2020年10月1日から2021年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (注) 当社の第1期事業年度は2020年10月1日から2021年3月31日まででありますが、当連結会計年度は2020年4月1日から2021年3月31日までであります。 2. 第1期 (2020年10月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件					
	決議事項 第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額 設定の件					

以上

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がございます。

その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願い いたします。

当社ウェブサイト: https://www.ipet-hd.com/ja/ir/stock/shareholders.html

#### 〈ご来場の株主さまへのお願い〉

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主さまは、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございます。株主さまにおかれましては、事前に本株主総会招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさせていただく可能性がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により以上の対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

#### インターネット開示に関する事項

- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにその内容を掲載いたします。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - 1. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」及び「親会社等との間の取引に関する事項」
  - 2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

当社ウェブサイト: https://www.ipet-hd.com/ja/ir/stock/shareholders.html

#### (提供書面)

第1期事業報告

(2020年10月1日から2021年3月31日まで)

# 1 保険持株会社の現況に関する事項

当社は、2020年10月1日に単独株式移転によりアイペット損害保険株式会社(以下「アイペット損保」といいます。) の完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は2020年10月1日から2021年3月31日までになりますので、前連結会計年度との比較は行っておりません。ただし、連結計算書類は、アイペット損保の計算書類を引き継いで作成しており、連結計算書類における当連結会計年度は、2020年4月1日から2021年3月31日までとなります。

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当社は、中核子会社であるアイペット損保及びアイペット損保の100%子会社であるペッツファースト少額短期保険株式会社(非連結。以下「ペッツファースト少短」といいます。)を傘下に、2020年10月1日に純粋持株会社として設立されました。2021年3月15日には、ペッツオーライ株式会社(以下「ペッツオーライ」といいます。)を100%子会社とし、グループの事業構成はペット保険事業とオンラインペット健康相談事業に拡大いたしました。

当社グループでは、「ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会をつくる」を経営理念に掲げております。当社グループは、ペット保険、オンラインペット健康相談事業を通じ、ペットの健康に貢献することはもちろんのこと、ペットと共に暮らすことで人も心身ともに健康でいられるように、また、ペットを飼育している人もそうでない人も健やかに共存できる社会を実現できるように、当社グループの事業を通じて貢献してまいりたいと考えております。今後は監督官庁の承認を経て事業領域を更に拡大し、グループシナジーの創出を通じて、経営理念の実現に向けた取組みを進める所存です。

当連結会計年度においては、わが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う混乱により世界経済が減速し、景気の先行きは不透明な状況の中、経済全体の活動水準が低く、依然として厳しい状態が続いております。そのような状況のもと、当社グループの中核子会社であるアイペット損保では、代表取締役社長を本部長とする危機対策本部を設置し、事業継続と役職員の感染防止に向けた対策を実施しました。時差出勤、在宅勤務の導入など、感染拡大の状況や業務の内容に応じて柔軟な対応を積み重ねた結果、影響を最低限にとどめながら事業継続を確保するとともに、働き方改革につなげることができました。

ペット関連の事業を取り巻く環境としては、一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼育頭数の推計は近年減少傾向にあり、2020年には8,489千頭、猫の飼育頭数の推計は微減に転じ2020年には9,644千頭となっています。一方、2020年の犬・猫の飼育頭数推計の合計値(18,133千頭)は15歳未満の総人口(15,105千人、2020年5月1日現在(確定値)、総務省統計局 人口推計)を超えており、日本の世帯においてペットの位置付けが大きくなっていることがうかがえます。加えて、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛による生活様式の変化を受け、ペットを迎える人が増えたことやペットと過ごす時間が増えたことなどがペット関連市場

の追い風になり、矢野経済研究所が2021年1月に発行した「ペットビジネスマーケティング総覧 2021年版」によると、2019年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.7%増の1兆5,705億円であったのに対し、2020年度は前年度比3.4%増の1兆6,242億円と見込まれており、更なる成長がみられました。ペットを大切な家族の一員と考える飼い主さまが増えていることを背景に、ペット一頭当たりへの支出が増加しており、今後もペット関連市場は拡大していくものと予測されております。

この中で、当社グループの中核事業であるペット保険市場は、前述の矢野経済研究所の資料によると、2019年度には841億円だった市場規模が2020年度には993億円へと18.1%増の成長が見込まれています。日本のペット保険市場は、アイペット損保、ペッツファースト少短を含めて15社(少額短期保険事業者を含む)が参入する競争の激しい市場ではありますが、その中で、アイペット損保の保有契約件数のシェアは2019年12月末の25.4%から2020年12月末には26.7%へ拡大し(「2021年ペット関連市場マーケティング総覧」、株式会社富士経済)、市場において確固たる位置づけを築いてまいりました。海外の市場と比べても、ペット保険の普及率はスウェーデンで約65%、イギリスで約25%であるのに対し、日本では約12%と、拡大はしているものの依然として成長余地が大きい市場であり、当社グループは、この成長市場において更に存在感を発揮し、ペットと人とが共に健やかに暮らせる社会の実現に寄与してまいります。

アイペット損保では、中期経営計画を前年度の成果をもとに毎年次の3か年計画にアップデートしておりますが、当 連結会計年度においては、2020年からの3か年を対象期間とする中期経営計画のもとで、着実な進捗がみられました。 新型コロナウイルス感染症の影響による旺盛なペット需要も背景に、アイペット損保の新規契約件数は好調に推移し、 2021年1月には保有契約件数が過去最速で10万件増加して、60万件を突破しました。2021年3月末には、保有契約件 数は622,069件となり、対前年度比22.4%と大きく増加いたしました。ペットショップチャネルでは、当連結会計年度 においては静岡営業所(2021年4月に支店に昇格)・新潟支店の新設、東西ブロック制の導入による営業接点の強化を 実施し、各地域で代理店の支援を強め、販売強化に注力してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を 背景とした外出自粛の流れを受け、インターネットチャネルでの新規契約の申込みも成長しております。なお、第一生 命ホールディングス株式会社との業務提携により、第一生命保険株式会社のウェブサイト・営業員(生涯設計デザイナ 一)によるペット保険販売については、新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け、一部活動を自粛したケースもご ざいましたが、次年度に向けて更なる拡販の準備を進めております。アイペット損保の強みの一つである、動物病院の 窓口で保険証を提示すると、その場で自己負担分のみのお支払いで診療を受けられる「アイペット対応動物病院制度」 については、対応動物病院は順調に拡大し、2021年3月末時点で5,297病院となり、ご契約者さまの利便性向上に引き 続き取り組んでおります。また、2021年5月には保険料改定を行い、ペットの高齢化によるニーズに対応すべく、高年 齢層の保険料を引き下げ、保険料に一定の年齢での上限を設定するなどの対応をいたしました。これにより、ご契約者 さまがペットのために当社の保険を継続していただきやすくなると考えております。加えて、お問い合わせに迅速に対 応するためのAIチャットボットの導入や帳票類の電子化、CRM施策の推進や基幹システムのインフラ更改など、お客さ

まサービスの向上、事業基盤の強化に向けたデジタライゼーションの取組みも推進しております。

グループ会社の構成も強化してまいりました。2021年3月に子会社となったペッツオーライは、オンラインでペットの健康に関し、獣医師、ドッグトレーナー、ホリスティックケア・カウンセラーに相談できるサービスを提供しており、アイペット損保のペットショップチャネルを活かしたサービスの拡大や、ペットライフを豊かにする様々なサービスの提供によりシナジーを創出し、更なる成長を目指します。ペッツファースト少短では、2020年10月のアイペット損保への子会社化以降、保有契約の継続及び自社での引受は行わず、お客さまのご希望によりアイペット損保にて継続できることとしておりますが、多くのお客さまにアイペット損保にてご契約いただいており、今後、更なるグループシナジーの創出につながる同社の活用を検討してまいります。

当社グループでは、ペット保険会社を中核会社とするグループとして、社会的責任に真摯に向き合いつつ、成長の加速につなげるため、事業を通じた環境負荷の低減(Environment)、ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献(Social)、ガバナンスの強化による信頼性向上(Governance)等の取組みを推進しております。

環境負荷の低減(E)に向けては、デジタルマーケティングやお客さま専用マイページの拡充など、ビジネスプロセスの変革や環境に配慮した取組みを継続して行ってまいりました。ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献(S)としては、ペット保険の普及に尽力することで、飼い主さまの診療費のご負担を軽減し、必要なときにためらわずに動物病院で診察を受け、最適な治療を選択していただけるようになります。これにより、ペットと共に健康で幸せに暮らせる社会への貢献ができるものと考えております。また、2019年10月には、「人と動物が共生する社会の実現」を推進していくことを目指して、アイペット損保の事務センターの所在地である青森県との動物愛護に関する連携協定を締結しております。当連結会計年度では、保護された犬や猫の預かりボランティア育成について青森県、一般財団法人クリステル・ヴィ・アンサンブルと連携したミルクボランティア育成のためのオンライン研修会の実施や、青森県のペットに関するオンラインの避難所マップの作成などを行っております。ガバナンスの強化による信頼性向上(G)については、監査等委員会や任意の指名・報酬諮問委員会を設置するなど、取締役会の監督機能強化や透明性の向上に加え、ペット保険事業での保険金不正請求防止への取組み、コンプライアンス・リスク管理の一層の強化などを行い、より信頼される企業グループになるよう、努力を継続しております。これらのESGに関する取組みは、SOMPOリスクマネジメント社が実施した2020年度ESG経営調査において、東証一部以外の上場企業142社中で4位の評価を得ました。ESGに関する取組みを推進することで、当社グループの事業を更に強固にし、また、更なる成長につなげられるよう、尽力してまいります。

当社グループの事業は順調に成長してきた一方、当連結会計年度において、約7億円の最終赤字を計上いたしました。これは、ソフトウェア仮勘定約14億円を固定資産処分損として特別損失に計上したことに伴うものです。これまでアイペット損保では基幹システムの開発を進めており、その過程で約24億円の投資を行いました。2020年12月には、基盤システムを更改し、2021年5月の保険料改定に向けたシステム開発を無事に完了いたしました。一方で、2020年度は

保有契約件数が大きく伸び、今後は保険金支払い等の事務負担もこれまで以上に大きくなることが予想されます。ペット保険市場の成長性、そして2020年度の当社グループの急成長を踏まえ、事業基盤をより強固なものとすべく、自社開発から主にSaaSを利用した基幹システムの開発へと方針を変更することといたしました。これに伴い、上述のとおり、今後活用が見込まれないソフトウェア仮勘定約14億円について特別損失を計上いたしました。今後は、新たなシステム開発をアイペット損保のDXプロジェクトと位置付け、全社一丸となってその完遂に向けて努力し、将来の更なる成長に向けた事業基盤の強化に努めてまいります。

当連結会計年度における経営成績は以下のとおりとなりました。なお、当社は、経営者が意思決定する際に使用する 社内指標(以下「Non-GAAP指標」といいます。)及び日本基準に基づく指標(以下「J-GAAP指標」といいます。) の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもので、Non-GAAP指標 は未経過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。詳細については、後述の「(普通責任準 備金の取扱い:未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について)」をご参照ください。また、未経過保険料 方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益を開示しております。詳細については、 後述の「(異常危険準備金の取扱い:調整後利益について)」をご参照ください。

#### ① 未経過保険料方式による経営成績(Non-GAAP)

保険引受収益22,412百万円、資産運用収益282百万円などを合計した経常収益は、22,878百万円となりました。 保険引受費用16,440百万円、営業費及び一般管理費5,944百万円などを合計した経常費用は22,476百万円となりました。この結果、経常利益は401百万円となりました。

一方、アイペット損保における基幹システム開発計画の方針変更に伴い、過去に計上した資産の一部であるソフトウェア仮勘定残高1,369百万円について、当連結会計年度において特別損失として固定資産処分損1,369百万円を計上したことから、当期純損失は712百万円となりました。

調整後利益は異常危険準備金の影響を除いて算定され、この結果、調整後経常利益は1,119百万円、調整後当期純 損失は195百万円となりました。

#### ② 初年度収支残方式による経営成績 (J-GAAP)

保険引受収益22,412百万円、資産運用収益282百万円などを合計した経常収益は、22,878百万円となりました。 保険引受費用16,461百万円、営業費及び一般管理費5,944百万円などを合計した経常費用は22,496百万円となりました。この結果、経常利益は381百万円となりました。

一方、前述のとおり、当連結会計年度において特別損失として固定資産処分損1,369百万円を計上したことから、 当期純損失は727百万円となりました。

#### (普通責任準備金の取扱い:未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を責任準備金として負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当期に費用計上します。アイペット損保では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残方式によっていますが、当社グループは社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重要視しております。理由としまして、未経過保険料方式により算定された利益は、発生主義による利益と同額となるため、期間比較が可能となり当社グループの経営実態を適切に反映していると考えております。一方で、初年度収支残方式は、収支相等の原則に立脚しており、当年度に係る保険料から保険金、事業費を差し引いた残額が、翌年度以降の保険金支払い等の原資になるという考え方であり、初年度収支残方式により算出された利益は、発生主義による利益とならないことから期間比較ができないと考えております。また、上場企業のうち、初年度収支残方式に基づく損害保険会社が存在しないため、競合他社との比較の観点からも、投資家が当社グループの業績を評価する上で有用な情報として未経過保険料方式に基づく開示を行っております。なお、これらの数値は会社法第444条第4項の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

#### (異常危険準備金の取扱い:調整後利益について)

異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、収入保険料の一定割合を毎期積み立てる責任準備金の一種であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている損害率を超える場合に、その損害率を超える部分に相当する金額を取崩すこととされています。アイペット損保は損害率が基準よりも低いため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を毎期積み立てております。当社グループにおける未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益は、競合他社の同指標あるいは類似の指標と算定方法が近似するものであり、比較可能性を高めるものであります。なお、これらの数値は会社法第444条第4項の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

#### ③ Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

未経過保険料方式による経常利益 (Non-GAAP) から初年度収支残方式による経常利益 (J-GAAP) への調整は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	2020年度
未経過保険料方式による経常利益(Non-GAAP)	401
未経過保険料方式による普通責任準備金繰入額(イ)	1,168
初年度収支残方式による普通責任準備金繰入額 (ロ)	1,188
差額(イーロ)	△20
初年度収支残方式による経常利益 (J-GAAP)	381

また、未経過保険料方式による経常利益(Non-GAAP)から調整後経常利益(Non-GAAP)への調整は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	2020年度
未経過保険料方式による経常利益(Non-GAAP)	401
異常危険準備金影響額	717
調整後経常利益(Non-GAAP)	1,119

更に、未経過保険料方式による当期純利益(Non-GAAP)から調整後当期純利益(Non-GAAP)への調整は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	2020年度
未経過保険料方式による当期純利益又は当期純損失(Non-GAAP)	△712
異常危険準備金影響額	516
調整後当期純利益又は調整後当期純損失(Non-GAAP)	△195

なお、未経過保険料方式、初年度収支残方式による普通責任準備金残高及び異常危険準備金残高は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	2020年度
未経過保険料残高(Non-GAAP)	5,579
初年度収支残高(J-GAAP)	5,964
異常危険準備金残高	3,521

#### <対処すべき課題>

当社は、中期経営計画に基づく経営を推進するにあたり、以下のような優先的に対処すべき課題について取組みを行ってまいります。

#### ① ペット保険事業の基盤の強化

アイペット損保のペット保険事業では、当連結会計年度は新規契約件数が旺盛なペット需要を背景に保有契約件数が当初の計画以上に成長しました。これにより、オペレーションコストも計画以上に増加し、利益を圧迫する要因となっています。前述のように、ペット保険事業は成長余地が大きい市場であり、アイペット損保も更なる成長が見込まれています。今後更なる成長を目指し、より多くのお客さまの契約を高い業務品質をもって支えるために、一層の事業基盤、オペレーションの強化や生産性の向上を図る必要があります。2021年度から3年間の新中期経営計画においては、将来の成長に向けて事業基盤を強化するために、事務・システムへの投資や事業費の合理化を含む生産性向上に向けた取組みを掲げております。

#### ② グループシナジーの創出

当社グループの経営理念を実現するため、グループでのシナジーを創出するための取組みを推進してまいります。 グループ各社のリソース、データなどを活用して事業の効率化や新たなサービスの提供、付加価値向上などに向けた 取組みを行うとともに、将来的には、グループの強みを活かし、お客さまのニーズに合致し、社会的課題の解決にも 資するような事業の創出を目指します。

#### ③ ESG経営の推進

当社は、ESGの取組みを通じて、ペット保険会社を中核子会社とするグループとしての社会的責任を果たしつつ、 事業を更に強固にし、成長につなげていくことを目指しております。ESGを経営課題と捉え、投資家をはじめとする ステークホルダーの皆さまにより信頼していただけるよう、これまでに行ってきた取組みの継続、進化、新たな取組 みへの挑戦などを行ってまいります。

## (2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

#### イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

#### ① 未経過保険料方式(Non-GAAP指標)

(単位:百万円)

区分	2020年度(当期)
経常収益	22,878
経常利益	401
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△712

#### ② 初年度収支残方式(J-GAAP指標)

(単位:百万円)

区分	2020年度(当期)
経常収益	22,878
経常利益	381
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△727
包括利益	△595
純資産額	4,992
総資産	17,408

#### ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

	区分	2020年度(当期)
Ė	営業収益	129 百万円
	受取配当金	_
	保険業を営む子会社等	_
	その他の子会社等	_
È	当期純利益	2
	株当たり当期純利益	0円26銭
糸	<b>総資産</b>	5,835 百万円
	保険業を営む子会社等株式等	5,000
	その他の子会社等株式等	22

### (3) 企業集団の主要な事務所の状況

会社名	事務所名		j	所在均	也		設置年月日
アイペットホールディングス株式会社	本 社	東	京	都	港	区	2020年10月1日
アイペット損害保険株式会社	本 社	東	京	都	港	X	2004年5月11日
ペッツォーライ株式会社	本 社	東	京都	千	代 田	X	2020年9月10日

- (注) 1. 本表には、当社及び子会社等のうち主要なものを記載しております。
  - 2. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。
  - 3. ペッツオーライ株式会社は2021年4月1日付で東京都港区へ本社を移転しております。

## (4) 企業集団の使用人の状況

#### ①企業集団の使用人の状況

	部門名					前期末	当期末	当期増減 (△)
損	害	保	険	事	業	- 名	515(31)名	- 名
そ		0	D		他	- 名	54(0)名	- 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数(企業集団外からの出向者を含みます。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 当期末のその他には、当社及びペッツオーライ株式会社が含まれております。
  - 3. 当社は2020年10月1日設立のため、前期末の状況、当期増減については記載しておりません。

#### ②保険持株会社の使用人の状況

	区分		前期末	当期末	当期増減 (△)
使	用	人	- 名	49名	- 名

- (注) 1. 使用人数は、就業員数(社外から当社への出向者を含みます。)を記載しております。
  - 2. 当社は2020年10月1日設立のため、前期末の状況、当期増減については記載しておりません。

## (5) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (6) 企業集団の資金調達の状況

当事業年度においては、記載すべき重要な資金調達はありません。

## (7) 企業集団の設備投資の状況

## ① 設備投資の総額

	(単位:百万円)
設備投資の総額	834

#### ② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### ① 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の 議決権比率	その他
株式会社ドリームイ ンキュベータ	東京都千代田区	コンサルティング業	2000年 4月20日	4,998百万円	56.13%	_

#### ② 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等 の議決権比率	その他
アイペット損害保険 株式会社	東京都港区	損害保険事業	2004年 5月11日	4,119百万円	100%	_
ペッツファースト少 額短期保険株式会社	東京都港区	少額短期保険事業	2015年 12月1日	200百万円	100%	_
ー ペッツオーライ株式 会社	東京都千代田区	オンラインペット健康 相談事業	2020年 9月10日	10百万円	100%	_

- (注) 1. アイペット損害保険株式会社は、2020年10月1日付の単独株式移転により、当社の完全子会社となりました。
  - 2.ペッツファースト少額短期保険株式会社は、2020年10月1日付の株式取得により、アイペット損害保険株式会社の完全子会社となりました。
  - 3. ペッツオーライ株式会社は、2021年3月15日付の株式取得により、当社の完全子会社となりました。
  - 4.ペッツオーライ株式会社は、2021年4月1日付で東京都港区へ本社を移転しております。

#### (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

- ① 当社の子会社であるアイペット損害保険株式会社は、2020年10月1日付でペッツファースト少額短期保険株式会社の株式を取得し、完全子会社としました。
- ② 当社は、2021年3月15日付でペッツオーライ株式会社の株式を取得し、完全子会社としました。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2 会社役員に関する事項

## (1) 会社役員の状況 (2021年3月31日現在)

	氏名		地位及び担当	重要な兼職	その他
Ш	村 鉄	4	代表取締役CEO	アイペット損害保険株式会社代表取締役社長	(注) 1
I	藤雄	太	取締役CFO 経営管理部長	アイペット損害保険株式会社取締役常務執行役員 ペッツオーライ株式会社監査役	(注) 2, 3
Ш	内一	洋	取締役	アイペット損害保険株式会社取締役	(注) 4
杉	⊞Ţ	真	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	アイペット損害保険株式会社取締役(常勤監査等委員) 株式会社東京エネシス社外取締役	(注) 5
星	田繁	和	取締役 (社外取締役) (監査等委員)	一 (注) 5	
原	田哲	郎	取締役 (監査等委員)	株式会社ドリームインキュベータ代表取締役CEO アイペット損害保険株式会社取締役 ペッツオーライ株式会社取締役	(注) 6

- (注) 1. 山村鉄平氏は、2021年4月1日付で、ペッツオーライ株式会社取締役に就任いたしました。
  - 2. 工藤雄太氏は、2020年12月1日付で、ペッツオーライ株式会社監査役に就任いたしました。
  - 3. 工藤雄太氏は、2021年4月1日付で、当社取締役CFO経営管理部長から、当社取締役CFOとなりました。
  - 4. 山内一洋氏は、2020年12月1日付で、アイペット損害保険株式会社取締役に就任いたしました。
  - 5. 当社は、杉町真氏及び星田繁和氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 6. 原田哲郎氏は、2020年12月1日付で、ペッツオーライ株式会社取締役に就任し、2021年3月31日付で辞任により退任いたしました。
  - 7. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

#### (2) 会社役員に対する報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりであります。

#### a. 役員報酬の基本方針

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実施する優秀な人材を確保・維持し、株主価値の向上にむけて期待される役割を十分に果たすことが可能なものを設計する。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とする。監督機能を担う非業務執行取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は基本報酬のみとする。報酬水準は、当社取締役の役職及び職責に相応しい水準とする。また、報酬決定の客観性及び透明性を確保するために、報酬の決定は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会で決定するものとする。なお、監査等委員である取締役の各役員報酬については、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

b. 基本報酬、賞与の個人別の報酬等の額、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬は役職に基づく役割及び職責等に応じて支給し、主に国内における当社と同規模程度の企業等と比較して遜色のない水準となるように設定する。また、賞与については、金銭によるものとし、当社の業績、個人の業務執行状況及び貢献度等に応じ、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に、支給の有無、具体的な額を決定する。なお、会社法施行規則第98条の5第2号に定める業績連動報酬等は支給しないものとする。

c. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主と価値を共有し、持株会社の企業価値の持続的な向上を図るため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を2年間から5年間まで、又は取締役等の地位を退任するまでとする譲渡制限付株式を付与する。当社の業績と株価、及び対象者の役位と職責等に応じて、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に、付与の有無、付

与する株式の個数を決定する。

d. 基本報酬の額、賞与の額、及び株式報酬の額の監査等委員でない取締役(非業務執行取締役を除く)の個人の 別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員でない取締役(非業務執行取締役を除く)における構成比率は、基本報酬:賞与:株式報酬=2: 1以内:1以内に設定する。

- e. 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項
  - (ア)役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬水準及び構成 比率の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決定する。
  - (イ) 各役員報酬の具体的決定手続きについては、以下のとおりとする。
    - i 監査等委員でない取締役の各役員報酬につき、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定する。
    - ii 監査等委員でない取締役の各役員報酬につき、取締役会において代表取締役CEO に一任する旨の決議を行う場合は、代表取締役CEO は指名・報酬諮問委員会が審議、答申した内容を尊重し、指名・報酬諮問委員会に諮問した想定報酬を逸脱しない範囲で監査等委員でない取締役の各役員報酬を決定しなければならない。但し、この場合においても、監査等委員でない取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議により定める。

#### ② 当事業年度に係る報酬等

(単位:百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
区加	<b>文和八叔</b>	<b>∓以</b> 的川 <del>です</del>	基本報酬	非金銭報酬等	
監査等委員でない取締役	3名	18	18	-	
監査等委員である取締役	3名	6	6	-	
計	6名	24	24	-	

(注) 1. 当社定款で定める当社設立日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬限度額(年額、賞与を含む)は以下のとおりであります。なお、当社定款については、2020年6月27日に開催しましたアイペット損害保険株式会社の定時株主総会において承認を得ています。

①監査等委員でない取締役 : 300百万円以内 ②監査等委員である取締役 : 100百万円以内

③監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬

: ①とは別枠にて100百万円以内

2. 取締役会は、代表取締役CEO山村鉄平に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うためには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、株主総会決議に従うことを前提に、指名・報酬諮問委員会が審議、答申した内容を尊重し、指名・報酬諮問委員会に諮問した想定報酬を逸脱しない範囲で決定しなければならないものとしています。

## (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
杉町真 (監査等委員)	当社の会社法第363条第1項に規定する取締役以外の取締役として、本契約締結後、その任務を怠ったこ
星田繁和 (監査等委員)	とにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し掲書賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は当然に免責する
原田哲郎 (監査等委員)	おり食品に食食にと思うものとも、その食品に食食に配と過える部分にうがでは、当には当然に光質する ものとする契約を締結しております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及びすべての当社	当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結してお
子会社における取締	り、保険料は特約部分も含め、全額当社が負担しております。
役、監査役全員(当事	当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこ
業年度中に在任してい	と又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について保険会社が塡補
た者を含む。)	することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損
	害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

# 3 社外役員に関する事項

## (1) 社外役員の兼職その他の状況 (2021年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。 各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への	出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
杉町 真 (監査等委員)	6カ月	取締役会 監査等委員会	8/80 7/70	取締役会では、保険会社における豊富な業務経験及び経営経験を通じて培われた見識に基づき、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に4回(100%)出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
星田繁和(監査等委員)	6カ月	取締役会監査等委員会	8/80 7/70	取締役会では、保険会社における豊富な業務経験及び経営経験を通じて培われた見識に基づき、積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会に4回(100%)出席し、客観的・中立的立場で活発に審議に参画しております。

<sup>(</sup>注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(単位:百万円)

## (3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	2名	4	4

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

# 4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

40,000,000株

#### 発行済株式の総数

10,811,773株(自己株式42株を含む)

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は13,600株増加しております。

## (2) 当年度末株主数

1,247名

## (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況		
株主の氏名文は名称	持株数等 (千株)	持株比率 (%)	
株式会社ドリームインキュベータ	6,068	56.12	
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	635	5.88	
GOLDMAN SACHS & CO.REG	548	5.07	
双日株式会社	468	4.32	
YCP HOLDINGS LIMITED	468	4.32	
株式会社ソウ・ツー	420	3.88	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	360	3.32	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	263	2.44	
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	223	2.06	
株式会社フォーカス	100	0.92	

<sup>(</sup>注) 持株比率は自己株式 (42株) を除いて計算しております。

## (4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

該当事項はありません。

# 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

## 連結計算書類

# 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

金額
1,649
8,421
116
599
202
75
168
152
1,410
1,034
375
0
3,457
1,469
1,250
10
259
230
237
1,754
△0
17,408

	(単位:百万円)
科目	金額
(負債の部)	
保険契約準備金	11,287
支払備金	1,801
責任準備金	9,485
その他負債	947
未払法人税等	191
預り金	21
未払金	657
仮受金	1
リース債務	51
その他の負債	24
賞与引当金	151
株主優待引当金	6
特別法上の準備金	23
価格変動準備金	23
負債の部合計	12,415
(純資産の部)	
資本金	102
資本剰余金	7,854
利益剰余金	△3,051
自己株式	△0
株主資本合計	4,904
その他有価証券評価差額金	88
その他の包括利益累計額合計	88
純資産の部合計	4,992
負債及び純資産の部合計	17,408

# 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	22,878
保険引受収益	22,412
正味収入保険料	22,412
資産運用収益	282
利息及び配当金収入	168
金銭の信託運用益	17
有価証券売却益	96
その他運用収益	1
その他経常収益	182
経常費用	22,496
保険引受費用	16,461
正味支払保険金	9,853
損害調査費	716
諸手数料及び集金費	3,472
支払備金繰入額	510
責任準備金繰入額	1,906
資産運用費用	58
有価証券売却損	53
為替差損	0
その他運用費用	4
営業費及び一般管理費	5,944
その他経常費用	32
支払利息	3
貸倒引当金繰入額 その他の経常費用	29
- ての他の経角負用 経常利益	381
- 柱市が亜 - 特別利益	1
段階取得に係る差益	1
特別損失	1,379
特別法上の準備金繰入額	9
価格変動準備金繰入額 	9
固定資産処分損	1,369
税金等調整前当期純損失(△)	△996
法人税及び住民税等	304
法人税等調整額	△573
法人税等合計	△269
当期純損失(△)	△727
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△727

# 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	806
現金及び預金	175
短期貸付金	625
前払費用	5
その他	0
固定資産	5,029
有形固定資産	4
工具、器具及び備品	4
投資その他の資産	5,024
関係会社株式	5,022
繰延税金資産	1
資産合計	5,835

	(単位:百万円)		
科目	金額		
(負債の部)			
流動負債	78		
未払法人税等	9		
前受収益	43		
未払金	13		
未払消費税等	6		
株主優待引当金	6		
負債合計	78		
(純資産の部)			
株主資本	5,757		
資本金	102		
資本剰余金	5,652		
資本準備金	27		
その他資本剰余金	5,625		
利益剰余金	2		
その他利益剰余金	2		
繰越利益剰余金	2		
自己株式	△0		
純資産合計	5,757		
負債及び純資産合計	5,835		

# 損益計算書 (2020年10月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

 科目	金額
営業収益	129
経営管理料	129
営業費用	122
販売費及び一般管理費	122
営業利益	6
営業外収益	2
受取利息	0
雑収入	1
経常利益	8
税引前当期純利益	8
法人税、住民税及び事業税	7
法人税等調整額	△1
法人税等合計	5
当期純利益	2

#### 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

アイペットホールディングス株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

佐藤 藤 明

公認会計士 竹 澤 正 人 (EI)

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイペットホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表につい て監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイペットホールデ ィングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適 正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責 任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ て、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基 礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することに ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統 制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項 を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかととも に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示し ているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査 上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報 告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

アイペットホールディングス株式会社 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

佐藤明典

公認会計士 竹澤正人 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイペットホールディングス株式会社の2020年10月1日から2021年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、 関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査 上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に 影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報 告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

## 監 音 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。 その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整 備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要 に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議 に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるほか、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を 閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締 役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会そ の他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執 行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する ための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会) 等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表) について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内 容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当 該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘する事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

アイペットホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員(社外取締役)

杉町 真 (EII) 慜 星田 和

監查等委員(計外取締役) 監査等委員

原田哲 郎

(EII)

# 第1号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

現在の監査等委員でない取締役全員(3名)は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため監査等委員でない取締役を1名増員することとし、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会(委員長及び委員の過半数は独立社外取締役)の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、株主総会で陳述すべき特段の事項はありませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 参 考 候補者一覧

候補者番号		氏	名	当社における現在の地位及び担当		
1	安	<i>të</i>	敦	亨	経営企画部長	新任
2	Í	藤	雄	太	取締役CF○	再任
3	* # 	内	かず	洋	取締役	再任
4	原	世	哲	郎	取締役(監査等委員)	新任

(注) 原田哲郎氏は、当社の現職の監査等委員である取締役でありますが、本株主総会終結の時をもって当該地位を辞任する予定であり、本議案においては、それを前提に監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

1

# **安田 敦子** (1974年6月22日生)

新 任

#### | 略歴

1997年 4月 富士ゼロックス株式会社入社 2006年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2015年 1月 フリーランスコンサルタントとして活動 2017年10月 アイペット損害保険株式会社入社 2018年7月同社総務部長2020年4月同社執行役員総務部長2020年10月当社経営企画部長(現任)2021年4月アイペット損害保険株式会社<br/>執行役員経営企画部長(現任)

| 当社における地位及び担当

|所有する当社の株式数

466株

経営企画部長

## | 重要な兼職の状況

アイペット損害保険株式会社代表取締役執行役員社長(2021年6月24日就任予定)

#### | 取締役候補者とした理由

大手電機メーカーでの法務およびコンサルティングファームでのコンサルタント経験を経て、アイペット損害保険株式会社に入社し、法務、総務および広報業務を担当しました。2020年より同社執行役員、および当社経営企画部長を務め、中期経営計画の策定を推進するなどその職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を当社の経営に活かすため取締役候補者としました。

# **2** 工藤 雄太 (1977年8月2日生)

再任

#### | 略歴

2004年12月 新日本監査法人入所 2011年8月 アイペット損害保険株式会社入社 2013年6月 同社取締役人事総務部長兼財務経理部長 2015年5月 同社取締役財務経理部長兼資産運用部長 2016年6月 同社取締役常務執行役員財務経理部長 2019年 4 月 同社取締役常務執行役員人事部長 2020年10月 当社取締役CFO経営管理部長 2020年12月 ペッツオーライ株式会社監査役 (現任) 2021年 4 月 当社取締役CFO (現任) 2021年 4 月 アイペット損害保険株式会社 取締役執行役員常務 (現任)

### | 当社における地位及び担当

取締役CFO

|所有する当社の株式数

55,400株

|取締役会への出席状況

8/8回 (100%)

### | 重要な兼職の状況

アイペット損害保険株式会社取締役執行役員常務 ペッツオーライ株式会社監査役

#### | 取締役候補者とした理由

公認会計士としての専門的な知見に加え、アイペット損害保険株式会社に入社してからは財務経理・人事・総務等の部門を担当しました。2013年より同社取締役、2020年より当社取締役CFOを務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としました。

# 3 山内 —

(1958年11月18日生)

再 任

#### | 略歴

1983年 4 月 東洋信託銀行株式会社入社

2001年 1 月 シティバンク銀行入社

2004年 6 月 三井住友海上シティインシュアランス

生命保険株式会社出向 内部監査部長

2006年 4 月 三井住友海上メットライフ 生命保険株式会社執行役員

2007年 5 月 ジブラルタ生命保険株式会社入社

2008年7月 同社執行役員

2012年 1 月 同社執行役員常務

2014年 6 月 同社取締役兼執行役員常務

2016年 4 月 同社代表取締役社長兼CEO

2016年 4 月 プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン 株式会社取締役

2020年 7 月 アイペット損害保険株式会社取締役

2020年10月 当社取締役 (現任)

2021年 4 月 アイペット損害保険株式会社

取締役執行役員 (現任)

#### | 当社における地位及び担当

取締役

| 所有する当社の株式数

---株

| 取締役会への出席状況

8/8回 (100%)

#### | 重要な兼職の状況

アイペット損害保険株式会社取締役執行役員

#### | 取締役候補者とした理由

金融及び保険に関する豊富な知識、企業経営経験を有しており、2020年よりアイペット損害保険株式会社取締役及び当社取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としました。

#### | 略歴

1981年 4 月 海 | 白衛隊入隊

1990年 4 月 日本生命保険相互会社入社

2000年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社

2006年 6 月 同計執行役員

2017年11月 アイペット損害保険株式会社

取締役 (現任)

2018年6月 株式会社ドリームインキュベータ 取締役執行役員

2020年 6 月 株式会社ドリームインキュベータ 代表取締役CE〇 (現任)

2020年10月 当社取締役(監査等委員) (現任)

(2021年6月25日辞任予定)

### | 当社における地位及び担当

取締役 (監査等委員)

| 所有する当社の株式数

---株

| 取締役会への出席状況

8/8回 (100%)

#### | 重要な兼職の状況

株式会社ドリームインキュベータ代表取締役CEO アイペット損害保険株式会社取締役

#### | 取締役候補者とした理由

保険会社における業務経験と、コンサルティングファームにおいて培われた経営管 理全般に関する見識を有しております。また、2017年よりアイペット損害保険株 式会社の取締役、2020年より当社の監査等委員である取締役を務め、その職務・ 職責を適切に果たしております。今後は、監査等委員でない取締役としての立場で 当社経営意思決定に参画し、こうした経験や知見を当社の経営に活かすことが、当 社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、監査等委 員でない取締役候補者としました。

- (注) 1. 安田敦子氏は、過去10年間において当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの使用人でありました。
  - 2. 原田哲郎氏は株式会社ドリームインキュベータの代表取締役CEOであり、当社は、2021年3月15日付で同社から同社の完全子会社であるペ ッツオーライ株式会社の株式を取得した等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 3. 原田哲郎氏の取締役会への出席状況は、当社の監査等委員である取締役としてのものを記載しております。
  - 4. 原田哲郎氏は、当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありま L, t- .
  - 5. 当社は、現在、原田哲郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結してお り、当該契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりであります。原田哲郎氏の選任が承認された場合は、当社は原田哲郎氏との間 で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 6. 当社は、現在、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業 報告の17頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。ま た、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

# 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役原田哲郎氏は、監査等委員でない取締役となるべく、監査等委員である取締役を本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、これに伴い監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会(委員長及び委員の過半数は独立社外取締役)の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

いし だ

# 石田 むつみ (1959年1月8日生)

新任

社 外

独立

#### 略歴

1982年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計事務所入社

1987年 9 月 プルデンシャル牛命保険株式会社入社

2000年2月 同社経理部長

2008年 4 月 ジブラルタ生命保険株式会社監査役

2019年2月石田むつみ公認会計士事務所開業(現任)

#### | 所有する当社の株式数

- 株

#### | 重要な兼職の状況

石田むつみ公認会計十事務所

#### | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

保険会社における監査役としての経験と、公認会計士としての専門的な知見を有しております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 石田むつみ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 同氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 3. 同氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載の契約と同等であります。
  - 4. 当社は、現在、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりであります。同氏の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  - 5. 同氏につきましては、本議案が承認された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行う予定であります。

# 第3号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額については、当社定款附則第2条(1)において、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額300百万円以内とすることを定めております。つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員でない取締役の報酬等の額につき改めて定めることとし、その報酬額は、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の監査等委員でない取締役は3名(うち社外取締役0名)であり、第1号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は4名(うち社外取締役0名)となります。

本議案は、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会(委員長及び委員の過半数は独立社外取締役)の審議を踏まえ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。 当社の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告15頁に記載のとおりであります。

なお、この報酬とは別枠で、第5号議案として、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に対して、譲渡制限付株式の付与のため、年額100百万円を限度とする報酬額を設定いたします。

# 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額については、当社定款附則第2条(2)において、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額100百万円以内とすることを定めております。つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につき改めて定めることとし、その報酬額は、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額100百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)であり、第2号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役3名)となります。

本議案は、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会(委員長及び委員の過半数は独立社外取締役)の審議を踏まえ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

# 第5号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額設定の件

当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬の額については、当社定款附則第2条(3)において、同条(1)に定める報酬額とは別枠で、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の総額を年額100百万円以内と定めております。従来と同様、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、第3号議案の報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。)に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、前述の目的、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討し、引き続き年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の監査等委員でない取締役は3名(うち社外取締役0名)であり、第1号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は4名(うち社外取締役0名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年8万株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式(以下「本割当株式」という。)について、①2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間又は②本割当株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職するまでの期間のいずれかの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に前述(1)に定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 前述(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、前述(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、前述(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に前述(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において前述(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 前述(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合であって、当社の取締役会が譲渡制限を解除することを相当と認める場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 前述(5)に規定する場合においては、当社は、前述(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

本議案は、前述の目的、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を総合的に勘案しつつ、指名・報酬諮問委員会(委員長及び委員の過半数は独立社外取締役)の審議を踏まえ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

当社の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告15頁に記載のとおりであります。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図



#### 当社本社 会議室

東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル9階

交通 東京メトロ 南北線「六本木一丁目」駅 | 2 番出口より徒歩約2分



